### フレンズ・TOHO 会則

### 【名称】

第1条 本会は、フレンズ・TOHOと称する。

## 【趣旨・目的】

- 第2条 本会は、次の事項を趣旨・目的とする。
- 1.会員相互が、互いに「フレンド(友)」になることによって啓発しあい、今の時代を凝視 し、明日への指針を求めていく。
- 2.会員相互が有する教育的資源を活用し、学校法人東邦学園、愛知東邦大学、東邦高等学校 (以下、「学園」と総称)が、将来に向けて一層発展していくことに援助・協力する。
- 3.学園が蓄積している学術的、文化的、教育的財産を、地域社会さらに広く国内外に還元していくことを支援・援助するとともに、会員相互が本会の活動を通して社会に貢献・寄与していくことを目指す。

## 【事 業】

- 第3条 本会は、第2条の趣旨・目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1.会員がそれぞれの分野での活動を生かしながら、学びあい、人間的な触れ合いを深める事業。
- 2.学園が教育機能を発展充実し、質的に向上していくための支援・協力活動。
- 3.学園が行う地域交流活動を支援・促進するための事業。
- 4.学園が行う国際交流活動を支援・促進するための事業。
- 5.学園および本会の活動を報道するための機関紙、名簿などの発行。
- 6.その他、会員が第2条の趣旨・目的に沿って活動する事業。

### 【会員の構成】

- 第4条 本会は、次の中から、本会の趣旨・目的に賛同する法人・団体または個人を以て構成する。
- 1.学園を支援する法人・団体および個人。
- 2.学園が設置する学校の同窓会の会員。
- 3.学園が設置する学校のPTA、後援会の会員および旧会員。
- 4.学園の役員、評議員、教職員および旧役員、旧評議員、旧教職員。

### 【役員の構成】

第5条 本会は、次の役員を置く。名誉会長、会長、副会長(5名以内)、理事(若干名)、 評議員(若干名)、監事(2名)。また必要に応じ顧問、相談役を置くことができる。

## 【役員の任期】

第6条 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

## 【役員会】

第7条 本会は、次の役員会を設ける。

- 1.役員会は、理事以上の役員を以て構成する理事会と、評議員を以て構成する評議員会とする。
- 2.理事会を決定機関とし、出席者の過半数を以て議決する。 賛否同数のときは、議長がこれ を決定する。
- 3.会務の報告および予算・決算については、評議員会において承認を求めるものとする。
- 4.評議員会は、出席者の過半数を以て議決する。賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

# 【名誉会長】

第8条 名誉会長は、学園理事長があたる。

### 【会 長】

第9条 会長は本会の会務を統括し、本会を代表する。この選出は理事会で決定する。

## 【副会長】

第10条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その役務を代行する。

### 【監事】

第11条 監事は、業務監査、会計監査にあたる。

## 【その他の役員】

第12条 名誉会長、会長を除く役員は会長が推薦し、理事会の承認を得て決定する。

## 【総 会】

- 第13条 本会は、次の通り総会を開催する。
- 1.定例総会は毎年1回、会長が招集する。
- 2.会長は必要に応じて、臨時総会を招集することができる。

第13条の2 本会は運営委員会を設けることができる。

- 1.運営委員は若干名とし、事務局長が推薦し、会長が任命する。
- 2.運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3.運営委員会は会の運営を円滑にするため、事務局長が必要に応じて招集する。

### 【経費および会費】

第14条 本会の諸経費は会費(入会金・年会費)臨時会費、寄付金および協賛金によるものとする。会員登録期間は原則として会計年度とする。新規加入の登録月が10月以降の場合は、翌年度の会計年度末までを会員登録期間とする。

- 1.入会金は、法人会員1万円、個人会員3千円とする。
- 2.年会費は、法人会員2万円、個人会員5千円とする。

## 【会計年度】

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

## 【会則の変更】

第16条 本会の会則変更は、理事会で議決し、評議員会で承認する。

#### 【事務局】

第17条 本会の事務局は、学校法人東邦学園法人本部内に置き、運営・庶務・会計等の事務にあたる。

### 〔付則〕

- 1.本会則は平成8年7月11日から施行する。
- 2.この規程は、一部改正(第 2 条、第 13 条の 2)により、平成 19 年 6 月 19 日から施行する。
- 3.この規定は、第2条2項(東邦学園短期大学を削除)の改正により、2008(平成20)年6月23日より施行する。
- 4.この規定は、第 14 条の改定(会員登録の追加、入会金の変更)により、2009(平成 21)年 6 月 26 日より施行する。